

木造住宅耐震診断事業
耐震診断事業を活用して住まいの健康診断を実施しましょう!

戸建て住宅で、平成12年5月31日以前に着工され完成していますか?

いいえ

補助対象外です

はい

補助対象住宅の所有者ですか?
所有者本人が死亡している場合、相続人代表または納税管理人ですか?

いいえ

補助対象外です

はい

申請者及び申請者の家族に、税及び使用料等の滞納はありませんか?

いいえ

補助対象外です

はい

暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係ではありませんか?

いいえ

補助対象外です

はい

補助対象となる住宅です
詳しくは、木城町役場 建設水道課までお問い合わせください
(お問い合わせ先)
建築係 TEL:0983-32-4729

耐震性なし

Q:耐震診断の結果、耐震性がないと判定された場合はどうするの?

A:耐震診断の結果、住宅の改修・建替え・除却等をお考えの場合は、補助制度がありますのでご相談ください

【要件】

- ・住宅の所有者であること
- ・対象住宅に現に居住していること又は居住することが確実であること 等

①木造住宅耐震診断事業

○住宅の上部構造評点が1.0以上であるかを判定します
【上部構造評点1.0以上:一応倒壊しない】

【要件】

- ・補助対象住宅の所有者であること
- ・本人が死亡している場合は、相続人代表または納税管理人であること 等

(パターン1)

昭和56年5月31日以前に着工され完成している戸建て住宅

- ・診断時に自己負担分(6,000円)支払
- ・宮崎建築住宅センターの助成金(6,000円)を申請できます(実質無料)

(パターン2)

昭和56年6月1日~平成12年5月31日以前に着工され完成している戸建て住宅

- ・診断時に自己負担分(6,000円)支払

②木造住宅耐震改修総合支援事業

住宅の上部構造評点が1.0未満の場合、評点を1.0以上とするための事業です

【上部構造評点1.0以上:一応倒壊しない】

※耐震に関わる改修工事費の補助であり、リフォーム費用は含みません

【要件】

- ・住宅の所有者であること
- ・対象住宅に現に居住していること又は居住することが確実であること 等

(パターン1)

昭和56年5月31日以前に着工され完成している戸建て住宅

工事費の80% 最大115万円を補助します【例145万円×80%=115万円】

(パターン2)

昭和56年6月1日~平成12年5月31日以前に着工され完成している戸建て住宅

工事費の50% 最大30万円を補助します【例60万円×50%=30万円】
※設計費は自己負担です

③安全住宅建替え等支援事業 (除却・建替え)

【要件】

耐震診断の結果、倒壊する可能性がある建築物を除却又は建替えする事業です

【要件】

- ・住宅の所有者であること
- ・対象住宅に現に居住していること又は居住することが確実であること
- ・昭和56年5月31日以前に着工され完成していること 等

除却事業

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された住宅を除却し耐震性のある住宅に移り住む場合に除却費の23%最高34万5千円を補助します
【例150万円×23%=34万5千円】

建替え事業

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された住宅を耐震性のある住宅に建替える場合に建替え費の23%最高38万円を補助します
【例165万円×23%=38万円】

詳しくは、木城町役場 建設水道課 まで
お問い合わせください
建築係 Tel:0983-32-4729

その他、みらいエコ住宅事業による、リフォーム補助金もあります
詳しくは、みらいエコ住宅事業ホームページをご確認ください
※「みらいエコ住宅」で検索